

身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会報告書

平成18年6月

目 次

はじめに	1
1. 身体障害者補助犬法の施行状況	
(1) 訓練事業者の推移	2
(2) 指定法人数の推移	2
(3) 身体障害者補助犬の実働頭数及び待機数	3
(4) 身体障害者補助犬に対する社会の理解	3
(5) 補助犬の受入れ	3
(6) 普及啓発	4
(7) 相談窓口	4
2. 検討課題	5
3. 検討課題に係る関係団体からの意見・要望と検討会としての意見	
(1) 補助犬の普及啓発に関すること	
① 法及び補助犬に関する啓発の推進について	5
② 使用者の義務、マナー等の周知方法について	6
(2) 補助犬の社会での受入れに関すること	
① 法に関する事項に係る相談機関（体制）の整備について	7
② 事業所又は事務所、住宅の受入れ義務化について	8
③ 法を遵守しない場合の指導、罰則について	8
4. 関係団体からのその他の意見・要望で主なもの	9
おわりに	10
身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会委員名簿	11
第2回検討会 ヒアリング実施団体名（計17団体）	12
意見・要望書を提出した団体（計9団体）	12
関係法令	13

はじめに

身体障害者補助犬法は、良質な身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とし、平成14年5月に制定され、同年10月に施行されて、約3年が経過したところである。

法律の附則では、施行後3年を経過した場合において、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨定められている。

このため、法施行後における補助犬の普及啓発や社会での受入などの身体障害者補助犬法の施行状況について、補助犬に携わる関係者のそれぞれの立場から意見を伺い、今後どのような取り組みが有効か本検討会で検討することとしたものである。

本検討会は、これまで3回にわたって議論を重ねてきたところであるが、今般、身体障害者補助犬法の施行状況や関係団体からの意見・要望、それに対する検討会の意見を取りまとめたのでここに報告する。

1. 身体障害者補助犬法の施行状況

(1) 訓練事業者の推移

身体障害者補助犬を育成する訓練事業者は、法施行後の平成15年4月時点で、介助犬2団体、聴導犬1団体、盲導犬9団体の計12団体であったものが、平成18年3月1日現在で、介助犬22団体、聴導犬19団体、盲導犬9団体の計50団体となっている。

なお、介助犬と聴導犬を併せて育成している事業者が14団体あることから事業者数は36団体である。

	H15.4	H16.4	H16.10	H17.4	H18.3
介助犬	2団体	14団体	20団体	21団体	22団体
聴導犬	1団体	8団体	15団体	17団体	19団体
盲導犬	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体
計	12団体	31団体	44団体	47団体	50団体

(2) 指定法人数の推移

指定法人は、身体障害者補助犬として育成された犬が他人に迷惑を及ぼさないことや適切な行動を取る能力があることを認定する法人であるが、平成16年4月時点で、介助犬4団体、聴導犬3団体、盲導犬9団体であったものが、平成18年3月1日現在では、介助犬5団体、聴導犬5団体、盲導犬9団体となっている。

	H15.4	H16.4	H16.10	H17.4	H18.3
介助犬	—	4団体	5団体	5団体	5団体
聴導犬	—	3団体	5団体	5団体	5団体
盲導犬	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体

※盲導犬は、従前から道路交通法により認定制度が存在していたこと等を勘案し、経過措置(法附則第2条)により、当分の間、従来どおり国家公安委員会が指定した法人が認定を行うものとされている。

(3) 身体障害者補助犬の実働頭数及び待機数

身体障害者補助犬として指定法人から認定された後に実働している頭数は、平成18年3月には、介助犬30頭、聴導犬11頭、盲導犬957頭(17年3月末)となっている。

	H15.4	H16.4	H16.10	H17.4	H18.3
介助犬	34	40	19	28	30
聴導犬	13	17	8	10	11
盲導犬	927(※1)	948(※2)		957(※3)	

※1 H15.3.31現在 ※2 H16.3.31現在 ※3 H17.3.31現在

身体障害者補助犬を希望する者のうち、自治体による育成事業等の助成を待機している者は、平成17年8月末現在で、盲導犬124人、介助犬4人、聴導犬3人となっている。(厚生労働省アンケート結果)

(4) 身体障害者補助犬に対する社会の理解

訓練事業者30団体中20団体、指定法人4法人中全法人、61自治体中49自治体が、身体障害者補助犬に対する社会の理解は進んだと評価している。(厚生労働省アンケート集計結果)

(5) 補助犬の受入れ

使用者団体が行ったアンケートによれば、一部に同伴の受入拒否があるとの結果がでている。

また、研究者などの発表資料によれば、身体障害者補助犬の受入れに対する意識は、法律施行後向上しているものの、一部には消極的な施設もある

るとの結果が出ている。

(6) 普及啓発

- ・ 厚生労働省の取り組みは、ポスター、パンフレット、リーフレット、ステッカーの配布や政府広報、ホームページの公開等をこれまでに行ってきた。
- ・ 訓練事業者の取り組みは、学校や地域イベント等への参加、セミナー、シンポジウム等の開催を中心としたものとなっている。(厚生労働省アンケート集計結果)
- ・ 自治体の取り組みは、ポスター・リーフレット、ステッカー等印刷物の掲示・配布、セミナー、シンポジウム等の開催、自治体広報誌等での広報が主なものとなっている。(厚生労働省アンケート集計結果)

(7) 相談窓口

補助犬使用者又は住民等から補助犬に関する相談や苦情があった場合の自治体の対応は、61自治体のうち補助犬を担当する課が48自治体、委託先が5自治体、その他8自治体となっている。

また、市町村又は福祉事務所等で相談や苦情に対する体制をとっている自治体は61自治体中11自治体であり、他の自治体は県の本庁で対応している。(厚生労働省アンケート結果)

2. 検討課題

本検討会の検討課題については、第1回目の検討会において、次のとおり整理された。

[補助犬の普及啓発に関すること]

- 法及び補助犬に関する啓発の推進について
- 使用者の義務、マナー等の周知方法について

[補助犬の社会での受入れに関すること]

- 法に関する事項に係る相談機関（体制）の整備について
- 事業所又は事務所、住宅への補助犬の受入義務化について
- 法を遵守しない場合の指導、罰則について

3. 検討課題に係る関係団体からの意見・要望と検討会としての意見

(1) 補助犬の普及啓発に関すること

① 法及び補助犬に関する啓発の推進について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 補助犬について、全く理解していないためペットと同じだと誤解をされ、施設への「入場・入店・入室」を拒否される場合が多く、まだ社会全体に補助犬の理解が進んでいない。
- ・ 補助犬の実際の利用状況を見ていただくことが、補助犬への理解を深めるためには最適であるため、訓練事業者、補助犬使用者による啓発活動がより重要であり効果的。
- ・ 国、都道府県等の積極的な普及啓発を望む。

(検討会における意見)

- 法施行から3年が経過し、施行前に比べると補助犬に関する社会の理解は進んだものの、補助犬のことをよく知らないことから同伴拒否

するなどの事例が見受けられることから、引き続き、実効性の高い普及啓発活動が必要である。

- 普及啓発活動の主体としては、国、地方公共団体の他、補助犬を使用している障害当事者や訓練事業者等、関係者による普及啓発活動も望まれる。
- 社会への普及啓発活動の具体的な案としては、
 - ・補助犬使用者、受入れ側双方からの苦情・相談に関する相談対応マニュアルを作成、関係者へ周知
 - ・自治体の関係部局の職員等や学校における児童に対する啓発や研修の実施
 - ・公的施設等におけるポスターの掲示
 - ・障害者週間などにおけるイベント活動の実施
 - ・新聞・ラジオ・テレビ等のメディアの活用
 - ・補助犬や一定程度の能力を有する訓練犬によるデモンストレーションの実施
 - ・介助犬及び聴導犬を必要とする障害者等に対し、有効性等を具体的に周知などが考えられる。

② 使用者の義務、マナー等の周知方法について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 受入れを進めるためには、補助犬使用者が補助犬の衛生を確保する等の適切な管理を行うことが必要。
- ・ 使用者として、補助犬の適切な管理に対する自覚を高めるため、使用者教育の仕組みが必要。

(検討会における意見)

- 補助犬の行動の管理や衛生の確保などのマナーの遵守は、補助犬の受入れ義務化を推進する上で重要。
- 訓練事業者は使用者に対する研修を定期的に行うなど、マナーが遵守されるよう使用者教育に責任をもってあたる必要があるほか、地方公共団体による訓練事業者に対する指導も継続的に行う必要がある。

(2) 補助犬の社会での受入れに関すること

① 法に関する事項に係る相談機関(体制)の整備について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 受入れ拒否に関する苦情申立て救済機関、調整窓口がどこかについての周知や関係機関の連携が図られていない。

(検討会における意見)

- 補助犬についてのみ新たな相談機関を新設するのではなく、障害者が地域で生活する上で生じる様々な相談の一つとして、既存の機関において実施することが有効なのではないか。
- 障害者の社会参加推進の観点から、これを担当する地方公共団体の障害福祉部局の行政機関が中心となって、関係機関(人権擁護を担当する法務局や地域保健を担当する保健所等)と連携して、受入れ拒否等に対する相談に対応すべき。

(参考)

障害者基本法第4条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

身体障害者福祉法第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現

されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動に参加するための援助と必要な保護を総合的に実施するように努めなければならない。

- 今後、国及び地方公共団体における関係機関の連携体制の整備を進めるとともに、相談のための指針、マニュアル等の作成に関する検討が必要。

② 事業所又は事務所、住宅の受入れ義務化について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 民間の事業所、事務所、住宅等の受入れについて、努力規定から義務規定へすべき。

(検討会における意見)

- 事業所又は事務所、住宅の受入れの義務化については、社会的認識の定着がある程度図られた後に取り組むべき課題であり、まずは実効性のある普及啓発活動を行うべき。

③ 法を遵守しない場合の指導、罰則について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 悪質な補助犬受入れ拒否業者に対する罰則規定を新設してはどうか。
- ・ 法が周知されてない現状があり、罰則を設けるのは時期尚早ではないか。
- ・ 法の趣旨・目的を考えると、罰金や懲役のような罰則は馴染まないことから、受入れを拒否した場合の個人名や法人名あるいは施設名の公表を行うこととしてはどうか。

(検討会における意見)

- 何らかの制裁措置を課すことは、法の実効性を高めるための有効な手段の一つとなりうる。
- その手段としては、①罰則を設けること。②受入れ拒否した場合の氏名の公表等が考えられる。
- ①については、身体障害者の施設の利用の円滑化という、法の趣旨・目的に照らすと制裁措置として罰金等の罰則には馴染まないのではないか。
- ②の違反事業者名の公表を行うには、適用に当たっての基準を設ける必要があることや公表に伴う受入業者に対する社会的制裁の影響の大きさを考えると、十分な事前準備や補助犬に関する社会的理解が進んでいることが必要である。
- また、障害者基本法の基本的理念や国連における障害者の権利条約の検討状況、人権侵犯事件に対して法務省の人権擁護機関が救済措置を講じていること等を踏まえると、受入れ拒否に対する措置についても障害者施策全体の議論の中で検討すべき事項の一つであり、補助犬法のみで早急に結論を出すべきではないと考える。
- このため、理解不足による受入れ拒否が行われている現状を考えると、制裁措置については、今後の検討課題とし、まずは実効性のある普及啓発活動を進めることが必要。

4. 関係団体からのその他の意見・要望で主なもの

以上のほか、第2回目の検討会における関係団体からの意見・要望として以下のものがあつた。

- ・ 本法の本旨は、「身体障害者の社会参加機会拡大」にあることか

ら法の名称を「身体障害者社会参加推進法」に改めて欲しい。

- ・ 「自立、社会参加」が困難な局面においても、すべてを行政機関や他の専門家に頼るのではなく、自分たちに何ができるのかを、何をすべきかを模索することが必要。
- ・ 訓練事業・認定事業の更なる専門性の向上を図り補助犬の資質を確保することが必要。

おわりに

本検討会では、身体障害者補助犬法の施行状況を調査した上で、補助犬使用者や訓練事業者、補助犬を同伴した身体障害者を受け入れる関係者等のご意見を踏まえ、今後どのような取組みが必要か等について検討を行った。

法施行後3年が経過するが、補助犬に関する知識がないことから、受け入れが拒否される事例が多いなど、未だ補助犬に関する社会的認識の定着が不十分な状況であり、まず実効性のある普及啓発活動を行うことが最優先課題であると考えられる。

また、補助犬の同伴を拒否された場合や、補助犬を受け入れるために留意すべきこと等の相談を行う機関の周知や関係機関の連携が図られていないこと、相談に対するノウハウが共有されていない等から、今後、関係機関の連携体制の整備や、相談マニュアルの作成を行う必要がある。

さらに、社会での定着がある程度図られた後の将来的な課題として、住宅や事業主の受入れを義務とすること、義務規定に違反した場合の制裁措置を規定することが考えられるが、社会的認識の定着状況や具体的な指導指針の作成の検討等、障害者施策全体の中での議論や他の法体系との整合性、さらには国連における障害者の権利条約の動向等を踏まえながら、検討を進める必要がある。

身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会委員名簿

（敬称略、五十音順）

氏 名	職 名
かたいし しゅうぞう 片石 修三	(財)日本障害者リハビリテーション協会常務理事
きむら てつひこ 木村 哲彦	国際医療福祉大学大学院リハビリテーション学分野教授
くりやま まさこ 栗山 昌子	(財)エイズ予防財団理事
ししの ひでみ 獅子野 秀美	東京都福祉保健局障害者施策推進部在宅福祉課長
たかなぎ ともこ 高柳 友子	(NPO)日本介助犬アカデミー専務理事
たまき まさと 玉木 真人	神奈川県保健福祉部障害福祉課課長代理
はた やすえ 秦 靖枝	牛久市民福祉の会事務局長
ひびの きよし 日比野 清	佐野短期大学社会福祉学科教授
ほんだ じゅんいち 本田 純一	中央大学大学院法務研究科教授
○ まつお たけまさ 松尾 武昌	(福)全国社会福祉協議会常務理事

○ 座長

第2回検討会 ヒアリング実施団体名（計17団体）

<p>使用者 6団体</p> <p>[盲導犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイメイト協会同窓会 ・日本盲導犬協会ユーザーの会 ・全日本盲導犬使用者の会 <p>[介助犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本介助犬使用者の会 ・全国補助犬連合会ユーザーの会 <p>[聴導犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日本聴導犬ユーザーの会 	<p>関係団体 2団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国盲導犬施設連合会 ・全国補助犬連合会
<p>訓練事業者 4団体</p> <p>[盲導犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（財）日本盲導犬協会 ・（財）アイメイト協会 <p>[介助犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（社福）全国介助犬協会 <p>[聴導犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴導犬普及協会 	<p>指定法人 2団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（社福）横浜市リハビリテーション事業団 ・（社福）日本聴導犬協会 <p>受け入れ側 3団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（財）全国生活衛生営業指導センター ・（社）全国乗用自動車連合会 ・（財）日本賃貸住宅管理協会
<p>（計17団体）</p>	

意見・要望書を提出した団体（計9団体）

<ul style="list-style-type: none"> ・（財）関西盲導犬協会 ・（財）中部盲導犬協会 ・全日本補助犬パートナーの会 & 全日本補助犬育成の会 ・（特定非営利活動法人）トータルケア・アシスタントドックセンター ・茨城介助犬協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・（特定非営利活動法人）介助犬育成を目指す会 ・（特定非営利活動法人）聴導犬育成の会 ・（社）日本フードサービス協会 ・（社）高層住宅管理業協会 <p style="text-align: right;">（計9団体）</p>
---	--

【関係法令】

障害者基本法(抜粋)

(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)

(基本的理念)

第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

(国民の理解)

第五条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第十八条

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

身体障害者福祉法(抜粋)

(昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号)

(社会参加を促進する事業の実施)

第二十一条の四 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業その他の身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。

身体障害者補助犬法

(平成十四年五月二十九日法律第四十九号)

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 身体障害者補助犬の訓練(第三条—第五条)

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性(第六条)

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等(第七条—第十四条)

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等(第十五条—第二十条)

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等(第二十一条—第二十四条)

第七章 罰則(第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

- 2 この法律において「盲導犬」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十四条第一項 に規定する政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。
- 3 この法律において「介助犬」とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。
- 4 この法律において「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

第二章 身体障害者補助犬の訓練

（訓練事業者の義務）

- 第三条** 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十三条 に規定する盲導犬訓練施設をいう。）を経営する事業を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第三項 に規定する介助犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項 に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。
- 2 訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者のために前項の訓練を行うに当たっては、医療を提供する者との連携を確保することによりその身体障害者について将来必要となる補助を適確に把握しなければならない。
- 第四条** 訓練事業者は、前条第二項に規定する身体障害者のために身体障害者補助犬を育成した場合には、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければならない。

（厚生労働省令への委任）

第五条 前二条に規定する身体障害者補助犬の訓練に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

第六条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

(国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等)

第七条 国等(国及び地方公共団体並びに独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。))その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。)は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬(第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。)を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

3 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

(公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴)

第八条 公共交通事業者等(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第二条第三項に規定する公共交通事業者等及び道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。)は、その管理する旅客施設(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二条第四項に規定する旅客施設をいう。以下同じ。)及び旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等(車両、自動車、船

船及び航空機をいう。)を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴)

第九条 前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用)

第十条 事業主(国等を除く。)は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(住宅における身体障害者補助犬の使用)

第十一条 住宅を管理する者(国等を除く。)は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(身体障害者補助犬の表示等)

第十二条 この章に規定する施設等(住宅を除く。)の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、その身体障害者補助犬に、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない。

2 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が公衆衛生上の危害を生じさせるおそれがない旨を明らかにするため必要な厚生労働省令で定める書類を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(身体障害者補助犬の行動の管理)

第十三条 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならない。

(表示の制限)

第十四条 何人も、この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬以外の犬を同伴し、又は使用するときは、その犬に第十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。ただし、身体障害者補助犬となるため訓練中である犬又は第十六条第一項の認定を受けるため試験中である犬であって、その旨が明示されているものについては、この限りでない。

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等

(法人の指定)

第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であって、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定)

第十六条 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬（当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬を含む。）であって当該指定法人に申請があったものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。

- 2 指定法人は、前項の規定による認定をした身体障害者補助犬について、同項に規定する能力を欠くこととなったと認める場合には、当該認定を取り消さなければならない。

(改善命令)

第十七条 厚生労働大臣は、指定法人の前条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十八条 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(報告の徴収等)

第十九条 厚生労働大臣は、指定法人の第十六条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該指定法人の事業所又は事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、指定法人及び身体障害者補助犬に関する認定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

(身体障害者補助犬の取扱い)

第二十一条 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。

(身体障害者補助犬の衛生の確保)

第二十二条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第二十三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(国民の協力)

第二十四条 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

第七章 罰則

第二十五条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二章の規定(介助犬又は聴導犬の訓練に係る部分に限る。)は平成十五年四月一日から、第九条の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 道路交通法第十四条第一項の盲導犬に関しては、当分の間、第五章の規定は、適用しない。この場合において、第二条第二項中「政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているもの」とあるのは、「政令で定める盲導犬」とする。

第三条 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であって第十六条第一項の認定を受けていないものを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示をすることができる。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合の措置)

第五条 日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行うため、新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合には、その使用の状況等を勘案し、身体障害者補助犬の制度の対象を拡大するために必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。

(検討)

第六条 この法律の施行後三年を経過した場合においては、身体障害者補助犬の育成の状況、第四章に規定する施設等における身体障害者補助犬の同伴又は使用の状況その他この法律の施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。